

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎高知県証明事務手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害保健福祉課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出 ( " )	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (福祉指導課)	1
○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策課)	1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	2
○廃川敷地等が生じた件 (河川課)	2
○道路の区域変更 (3件) (道路課)	2
○道路の供用開始 (2件) ( " )	2
○平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等 (総務事務センター)	3
公 告	
○平成26年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者 (畜産振興課)	4
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	4
○土地改良事業の計画変更の認可 (中村市後川左岸土地改良区) ( " )	4
○都市計画事業の施行 (都市計画課)	4

## 規 則

高知県証明事務手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成26年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第95号

#### 高知県証明事務手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県証明事務手数料徴収条例施行規則（昭和31年高知県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

## 告 示

### 高知県告示第544号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

平成26年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	指定年月日
高知調剤薬局やす店	香南市夜須町坪井25-3	育成医療及び更生医療		平成26年8月1日

### 高知県告示第545号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から所在地の変更について届出があった。

平成26年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	変更年月日
変更前	高知県立あき総合病院	安芸市宝永町1-32	育成医療及び更生医療	腎臓に関する医療及び心臓脈管外科に関する医療	平成26年3月30日
変更後		安芸市宝永町3-33			

### 高知県告示第546号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の規定による施術機関として、次のとおり指定した。

平成26年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

施術者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
三好 貴久	土井鍼灸院	高岡郡佐川町乙2157-5	平成26年7月1日
三好 真由美	"	"	"

### 高知県告示第547号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成26年9月30日

高知県知事 尾崎 正直  
区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧宇佐漁業協同組合の地区  
小型まぐろ漁業

**高知県告示第548号**

香南市夜須町手結山の一部地区、香美市物部町大柵の一部地区  
及び高岡郡越知町片岡の一部地区における地籍調査の成果は、国  
土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国  
土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次の  
とおり告示する。

平成26年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 香南市
- (2) 香美市
- (3) 越知町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 香南市夜須町手結山の一部  
平成22年度から平成24年度まで
- (2) 香美市物部町大柵の一部  
平成21年度及び平成22年度
- (3) 高岡郡越知町片岡の一部  
平成22年度及び平成23年度

3 成果の名称

- (1) 香南市地籍図及び地籍簿
- (2) 香美市地籍図及び地籍簿
- (3) 越知町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成26年9月30日

**高知県告示第549号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令  
（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示す  
る。

なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県高知土  
木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 河川の名称

二級河川国分川水系1支江ノロ川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成26年9月30日

3 廃川敷地等の位置

高知市大川筋二丁目5番

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 1.86平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定により  
なお効力を有するものとされる河川法（明治29年法律第71号）  
第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けよう  
とする者は、この告示の日から3月以内に高知県知事に下付の  
申請をしなければならない。

**高知県告示第550号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、  
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年9月30日から2週間高知県土木部道  
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市伊才原字島 平山2789番12から 四万十市伊才原字島 平山2793番1まで	前	11.5	207
		39.9	
四万十市伊才原字島 平山2789番12から 四万十市伊才原字島 平山2793番1まで	後	A	207
		11.5 39.9	
四万十市伊才原字島 平山2789番6から 四万十市伊才原字菜 黄山2767番7まで	後	B	592
		2.9 11.8	

**高知県告示第551号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、  
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年9月30日から2週間高知県土木部道  
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

--	--	--	--

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市窪津字日 ノ出ヤシキ482番15 から 土佐清水市窪津字日 ノ出ヤシキ447番3 地先まで	前	9.5	96
		12.3	
土佐清水市窪津字日 ノ出ヤシキ447番3 地先まで	後	11.1	96
		15.8	

**高知県告示第552号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、  
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年9月30日から2週間高知県土木部道  
路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村名越屋 字コマシコエ422番 1から 高岡郡日高村名越屋 字コマシコエ1339番 1まで	前	4.5	44
		10.0	
高岡郡日高村名越屋 字コマシコエ1339番 1まで	後	6.2	44
		11.2	

**高知県告示第553号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、  
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年9月30日から2週間高知県土木部道  
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長	供用開始年月日
-------------	-----	---------

	(メートル)	
四万十市伊才原字島平山 2789番6から 四万十市伊才原字茱萸山 2767番7まで	592	平成26年9月30日

高知県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年9月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知本山
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
土佐郡土佐町地藏寺字常夜燈680番4から 土佐郡土佐町地藏寺字炭ガマ753番2まで	495	平成26年10月1日

高知県告示第555号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に県が発注する物品の購入（製造を含む。）又はサービス（清掃、警備及び設備保守管理を除く。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定める。

平成26年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者（以下「有資格者」という。）は、平成26年11月1日（以下「審査基準日」という。）において2の(2)から(9)までのいずれにも該当しない者で、1に定める資格審査事項により審査し、競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定したものとす。

1 資格審査事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審査基準日の前日における営業年数
- (2) 審査基準日の前日における事業に従事する者の数

(3) 審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額（法人にあっては純資産の額を、個人にあっては次年繰越しの純資本金の額をいう。）

(4) 審査基準日の直前1年以上の期間事業を継続している者にあっては、直前1年の事業年度における販売高又は製造の実績高

2 次のいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

(1) 1に定める資格審査事項により審査した結果、参加資格を得られなかった者

(2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者又は破産者で復権を得ないもの

(3) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者

(4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(5) 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者

(6) 審査基準日の前日までに納期限が到来した都道府県税を滞納している者。ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。

(7) 消費税及び地方消費税を滞納している者。ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。

(8) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあっては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあっては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者、県内の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあっては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者

(9) 高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者として知事が別に定める者

第2 資格審査の申請の時期、方法等

1 競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、知事が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書（以

下「申請書」という。）を平成26年11月4日（火）から同年12月3日（水）までの間に知事に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、別の書類をもってこれに代えることができる。

(1) 営業概要書（知事が別に定める様式による。）

(2) 登記事項証明書（法人の場合のみ。）

(3) 身分証明書（個人の場合のみ。本籍がある市町村長が証明したもの）

(4) 印鑑証明書

(5) 都道府県税に係る納税証明書（審査基準日の前日までに納期限が到来した都道府県税について滞納がないことが分かる証明書）

(6) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（消費税及び地方消費税について滞納がないことが分かる証明書）

(7) 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（知事が別に定める様式による。）

(8) 財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告決算書の写しその他の決算状況が分かるもので、審査基準日の直前1事業年度分のもの）

(9) 暴力団排除に関する誓約書及び役員等名簿（知事が別に定める様式による。）

(10) 営業許可証又は認可証の写し（医療機器、医薬材料、運送、廃棄物処理等で、国又は地方公共団体の許認可等が必要な業種の場合のみ）

(11) 印刷に関する保有設備等申告書（知事が別に定める様式による。）

(12) (1)から(11)までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

第3 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、知事が別に定める様式による競争入札参加資格決定通知書又は競争入札参加資格審査結果通知書により当該申請者に通知する。

第4 申請書の記載事項の変更届

申請書を提出した後に次に掲げる事項に変更があったときは、知事が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を直ちに知事に提出しなければならない。

- 1 商号若しくは名称又は住所
- 2 代表者等の職名又は氏名
- 3 電話番号又はファクシミリ番号
- 4 実印又は使用印鑑

第5 資格の有効期間

競争入札の参加資格の有効期間は、平成27年4月1日（競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定する日が同月2日以降

になるときにあっては、当該決定する日）から平成30年3月31日までとする。

第6 有資格者の追加登録

有資格者の競争入札参加資格者登録名簿への追加登録（以下「追加登録」という。）は、平成27年4月1日（水）から随時行うものとする。ただし、追加登録の日は、知事が特に認める場合を除き、資格審査の申請書を受理した月の翌々月の初日とする。

また、追加登録において審査基準日に相当する日は、資格審査の申請があった月の前月の初日とする。

第7 資格の取消し

知事は、有資格者が次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- 1 審査基準日以後に第1の2の(2)から(5)まで及び(9)のいずれかに該当することとなったとき。
- 2 申請書又は添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

第8 指名停止等

知事は、有資格者について、業務に関し不誠実、法令違反等の行為があったとき又は経営不振等のときは、知事が別に定める基準により指名停止又は指名不選定とすることがある。

-----  
公 告  
-----

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する平成26年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者を平成26年9月16日付けで次のとおり決定したので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第9条の規定により公告する。

平成26年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

受講者番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中村市後川左岸土地改良区の定款の変更を平成26年9月16日に認可した。

平成26年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、中村市後川左岸土地改良区の土地改良事業（維持管理）の計画変更を平成26年9月16日に

認可した。

平成26年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画事業を次のとおり施行するので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により公告する。

平成26年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
高知広域都市計画道路事業（3・3・93号高知駅秦南町線及び3・4・31号薊野塚ノ原線）
- 2 施行者の名称  
高知県
- 3 事務所の所在地  
高知市稲荷町11番26号 高知県高知土木事務所
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
高知市和泉町、塩田町及び秦南町一丁目地内
  - (2) 使用の部分  
高知市秦南町一丁目及び東秦泉寺宇柿木下地内